

令和6年第1回上里町議会定例会会議録第3号

令和6年3月7日（木曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7（町長提出議案第1号）上里町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8（町長提出議案第2号）上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9（町長提出議案第3号）上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10（町長提出議案第4号）上里町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11（町長提出議案第5号）上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12（町長提出議案第6号）上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13（町長提出議案第7号）上里町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14（町長提出議案第8号）上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第15（町長提出議案第9号）上里町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第16（町長提出議案第10号）上里町公民館設置及び管理条例の一部を改正する等の条例について
- 日程第17（町長提出議案第11号）上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第18（町長提出議案第12号）上里町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第19（町長提出議案第13号）上里町町道路線の認定について
- 日程第20（町長提出議案第14号）令和5年度上里町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第21（町長提出議案第15号）令和5年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22（町長提出議案第16号）令和5年度上里町介護保険特別会計補正予算

(第3号) について

日程第23 (町長提出議案第17号) 令和5年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) について

日程第24 (町長提出議案第18号) 令和5年度上里町水道事業会計補正予算(第2号) について

日程第25 (町長提出議案第19号) 工事請負契約の変更について

日程第26 (町長提出議案第20号) 工事請負契約の締結について

出席議員 (14人)

1番	石井 慎也 君	2番	伊藤 覚 君
3番	金子 義則 君	4番	戸矢 隆光 君
5番	高橋 勝利 君	6番	飯塚 賢治 君
7番	猪岡 壽 君	8番	齊藤 崇 君
9番	植原 育雄 君	10番	高橋 正行 君
11番	新井 實 君	12番	沓澤 幸子 君
13番	高橋 仁 君	14番	黛 浩之 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	山下 博一 君	副 町 長	島田 邦弘 君
教 育 長	齊藤 雅男 君	総 務 課 長	山下 容二 君
総合政策課長	坪本 和馬 君	保健センター等複合施設建設推進室長	戸矢 信男 君
税 務 課 長	間々田 由美 君	くらし安全課長	間々田 亮 君
町民福祉課長	及川 慶一 君	子育て共生課長	飯塚 郁代 君
健康保険課長	亀田 真司 君	高齢者いきいき課長	山田 隆 君
道路整備課長	宮下 忠仁 君	まちづくり推進課長	吉田 広毅 君
産業振興課長	吉村 貴文 君	会 計 課 長	井出 康之 君
教育総務課長	望月 誠 君	教育指導課長	櫻井 達夫 君
生涯学習課長	金井 憲寿 君	上下水道課長	根岸 利夫 君

事務局職員出席者

事務局 長 神 村 輝 行 係 長 荒 井 純 一

◎開 議

午前9時1分開会・開議

○議長（黛 浩之君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。



◎日程第7 町長提出議案第1号 上里町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第7、町長提出議案第1号 上里町職員定数条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 皆様、おはようございます。

では、御提案申し上げました議案第1号 上里町職員定数条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

はじめに提案理由でございますが、定年延長の影響による職員の年齢構成緩和及び増加傾向にある行政重要に対応するため、所要の改正を行いたく、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

令和3年6月公布の地方公務員法の一部を改正する法律により、定年年齢60歳を令和5年4月から2年に1歳ずつ引上げ、令和13年4月には65歳となります。その間、職員の新規採用を行わないと年齢構成にひずみが生じてしまうことから、採用人数の平準化を行う必要がございます。

また、時代の変化に伴い、多様化・複雑化する行政需要に的確に対応し、効率の高い行政を推進するため、機関の事務を補助する職員の定数を改正するものでございます。

次に、条文について御説明申し上げます。

第2条に規定されております機関の職員定数のうち、町長の機関に属する職員の定数を180人に改正するものでございます。

最後に附則ですが、施行日を定めまして、令和6年4月1日からの施行とさせていただきますのでございます。

以上、上里町職員定数条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第1号 上里町職員定数条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 町長提出議案第2号 上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第8、町長提出議案第2号 上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第2号 上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、令和5年8月7日付の人事院勧告及び同年10月19日付埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、特定業務等従事任期付職員の給与の改定を行いたく、本案を提出するものでございます。

続きまして、改正の概要についてですが、本年の人事院勧告等において、一般職員については1万2,000円から1,000円の範囲で給与改定が行われており、また再任用職員については1,000円の引上げが行われました。

特定業務等従事任期付職員は、上里町においては再任用職員と同額の給料月額を設定していることから、再任用職員と同様に、給料月額を引き上げる改正を行うものです。

続きまして、条文の内容について御説明申し上げます。

第8条中の表のうち、1級から5級までの給料月額をそれぞれ1,000円ずつ引き上げるもの

でございます。

附則につきましては、第1条で施行期日を規定し、公布の日から施行、令和5年4月1日からの適用といたします。

第2条・第3条につきましては、改正前の条例に基づき支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いをみなす旨、定めるとともに、このほか本条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるものとするものでございます。

以上をもちまして、上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 現状で上里町に任期付職員が何人おられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

このたび改正する特定業務等従事任期付職員については1名います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第2号 上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 町長提出議案第3号 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第9、町長提出議案第3号 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第3号 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、育児休業を取得した場合の会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関し、所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、改正の概要につきまして御説明申し上げます。

勤勉手当は原則として、その基準日、6月1日及び12月1日に在職している職員に支給することとなっておりますが、上里町職員の育児休業等に関する条例において、この基準日において育児休業をしている職員に、基準日以前の6か月以内に勤務をした期間がある場合には、当該職員に勤勉手当を支給すると定めた規定がございますが、これまでは会計年度任用職員には勤勉手当を支給しないこととなっていたことから、当該規定の対象職員から会計年度任用職員は除かれておりました。

このような規定がある中で、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布されたことによりまして、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給できるものとなったことから、会計年度任用職員が育児休業を取得した場合にも、正職員と同様に勤勉手当を取得できるよう改正を行うものでございます。

続きまして、改正の内容について御説明申し上げます。

第7条第2項中（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）を削るものでございます。

最後に、附則についてですが、施行期日を令和6年4月1日と定めるものでございます。

以上で、上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 内容分かるんですけども、育児休業と、その勤勉手当というのがここへ出てくるんですけども、この因果関係というか、意味合いというか、どういうふうに理解していいかよく分からないんですけども、当然、会計年度任用職員にもこういった育児休暇取得が取られるという権利があるにもかかわらず、そこへ何で勤勉手当をぶつけるのかというのがちょっとよく分からない。

勤勉手当というのは、そもそも、何というのかな、これも新しく今度の4月から適用になるわけですけども、当然育児休業というのは、何というのかな、会計年度任用職員も取れる権利があるわけですね。だから、これを取ったからと勤勉手当が云々ということにならないというふうにはあるんですけども、当然の権利なんだから、ここで何も勤勉手当を引き出す必要はないんじゃないかなというふうに思うんですけども、この辺の解釈はちょっとよく分からないんですけども、もう少し具体的にちょっと説明してくれますか。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 齊藤崇議員の御質問に御説明を申し上げます。

まず、勤勉手当、期末手当もございますけれども、このたび勤勉手当ということで、まず、基準日に在籍しているということ、それで育児休業は基準日にいるという考え方が取られております。

なぜ条文化して定めるのかというところでございますが、これについては、法規のほうで、条例に定めなければいけないというところになっておりますので、このたび定めることになります。

ただ、6か月、6か月ごとの支給となりますので、当然働いた日数によってお金は計算されてきますので、そこについては働いた日数ということで算定がされるものでございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第3号 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 町長提出議案第4号 上里町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第10、町長提出議案第4号 上里町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第4号 上里町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、子ども医療費支給制度の対象者等を明確にするため、条例について所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要について御説明申し上げます。

今回の改正は、埼玉県乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、条例改正を行うものです。

乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱の改正につきましては、主として、①受給資格者等の定義の整理、②補助金交付額算定方法について文言の整理と明確化、③その他文言の軽微な修正などの改正がございました。

次の改正の内容について御説明申し上げます。

まず、第2条第7号において、受給資格者を新しく定義するとともに、同条第4号、第4条第1項、第5条第1項において、保護者を受給資格者と改めます。これは受給資格者について定義することで、保護者との違いを明らかにし、行為の主体を明確化するためのものでございます。

続きまして、第3条において、現に受けている者の次に、他の都道府県または市町村が実施

する制度により、子ども、重度心身障害者またはひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者を加えます。

これは、現行の運用では同様の事例が生じた場合、協議により支給市町村を決定するものとしておりますが、規定することにより、重複支給の防止や申請却下事由を明確化するためのものでございます。

その他の改正箇所においては、文言整理として改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定め、公布の日から施行といたします。

以上で、上里町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第4号 上里町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 町長提出議案第5号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第11、町長提出議案第5号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第5号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布・施行されることに伴い、所要の改正を行いたく、本案を提出するものでございます。

続きまして、改正の概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正が行われ、施設の重要事項の書面掲示について、その義務づけを見直し、書面提示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととされ、また、電磁的記録により作成されている書面等の交付について、現行の規定を技術的中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない電磁的記録媒体に改めることとされました。

これらの改正に伴い、本条例においても、同様に文言を改めるものでございます。

最後に、附則につきましてですが、施行期日については、令和6年4月1日から施行すると定めるものでございます。

以上で、上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第5号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 町長提出議案第6号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部
を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第12、町長提出議案第6号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第6号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、埼玉県の一ひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、改正内容につきまして御説明申し上げます。

第2条は、ひとり親家庭等医療費の用語の定義を定めておりますが、第6条第1項に規定されている受給者の定義規定を第2条第7項に移動するものでございます。

次に、県のひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱の一部改正に伴い、第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項について定義規定の整理を行うとともに、併せて、第6条第1項、第8条第1項及び第11条中の規定につきまして文言の整理を行うものでございます。

次に、児童扶養手当法の対象者と同一の規定による制限を設けるため、第3条第3項第6号に、日本国内に住所を有しないものを加え、国内住所要件の規定を追加するものでございます。

最後に、附則につきましては、施行期日を規定し、公布の日から施行とするものでございます。

以上で、上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第6号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 町長提出議案第7号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第13、町長提出議案第7号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第7号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの介護保険第1号被保険者の保険料の見直しにより、所要の改正をしたいので本案を提出するものでございます。

初めに、概要につきまして御説明申し上げます。

第9期となる今回の計画期間におきまして、団塊の世代が75歳以上となり、高齢化が一段と進行する令和7年度を迎えること及び団塊ジュニア世代が高齢者、すなわち65歳となる令和22年までの長期的な視点の下、第1号被保険者数や要介護認定者、介護サービス料の伸び等を勘案した上で介護給付費等を推計し、第1号被保険者の介護保険料等を見直しをするものでございます。

今回の改正では、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能の強化、主に標準段階の9段階から13段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げを行うことで、低所得者の保険料上昇の抑制を図っております。

それでは、改正条文の内容について御説明申し上げます。

介護保険料は、介護保険法施行令第38条の規定に基づきまして、住民税の世帯または本人の

課税・非課税の区分及び所得金額に応じ、上里町では９段階の所得段階による保険料の算定基準が設定されておりましたが、概要説明でも申し上げたとおり、９段階から１３段階への多段階化を行うものでございます。

まず、第３条第１項につきましては、保険料対象年度を令和３年度から令和５年度から令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料にするものでございます。

また、第１号から第９号に規定されている９段階の所得段階の第１号を２万９,７００円から２万９,２００円にするものとし、第２号を４万４,５００円から４万３,９００円、第３号を４万４,５００円から４万４,２００円、第４号を５万３,４００円から５万７,７００円、第５号を５万９,４００円から６万４,２００円、第６号を７万１,２００円から７万７,０００円、第７号を７万７,２００円から８万３,４００円、第８号を８万９,１００円から９万６,３００円、第９号を１０万９００円から１０万９,１００円に改めるものでございます。

また、第１０号から第１３号につきましては、多段階化による新設となり、第１０号を１２万１,９００円、第１１号を１３万４,８００円、第１２号を１４万７,６００円、第１３号を１５万４,０００円とするものでございます。

また、第２項につきましては、介護保険料の所得段階が第１段階に該当する者の減額賦課に係る保険料が定められており、令和３年度から令和５年度の保険料が１万７,８００円とされておりましたが、対象年度を令和６年度から令和８年度までとし、併せて、各年度における保険料を１万８,２００円とするものでございます。

また、第３項につきましては、介護保険料の所得段階が第２段階に該当する者の減額賦課に係る保険料が定められておりましたが、令和３年度から令和５年度の保険料が２万９,７００円とされておりましたけれども、対象年度を令和６年度から令和８年度までとし、併せて、各年度における保険料を３万１,１００円とするものでございます。

また、第４項につきましては、介護保険料の所得段階が第３段階に該当する者の減額賦課に係る保険料が定められており、令和３年度から令和５年度の保険料が４万１,５００円とされておりましたが、対象年度を令和６年度から令和８年度までとし、併せて、各年度における保険料を４万３,９００円とするものでございます。

次に、第５条につきましては、見出し中、喪失の次に等を加え、第２項中、当該の次に第１号を加えるものでございます。

また、第３項につきましては、介護保険法施行令が改正されたことに伴い、条文中、ロ及びハをロもしくは二に、または第５号ロを第５号ロ、第６号ロ、第７号ロ、第８号ロ、第９号ロ、第１０号ロ、第１１号ロ、または第１２号ロに、令第３８条第１項第１号から第５号までを令第３８条第１項第１号から第１２号までに改めるものでございます。

次に、第６条につきましては、条文中、法第１３０条を法第１３２条に改めるものでございます。

次に、第9条及び第10条につきましては、それぞれ第2項第2号中、納期限の次に、またはを加えるものでございます。

次に、第11条につきましては、条文中、町民税を市町村民税に改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項で、施行期日を令和6年4月1日から施行するものと規定し、第2項では経過措置として、この保険料率に係る改正規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分以前の保険料については、従前の例によるものとするものでございます。

以上で、上里町介護保険条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） まずお聞きしたいのは、今回の値上げ幅400円という、基準で見たときの400円というのは、過去の中で最高だと思うんですね。今まで大体100円とか200円のときがあったかなと思うくらいだったんですけども、急激に上がりました。今回も試算をする中で、基金を3,675万円、21.7%を充てて、本来であればもっと上がるべきところを抑えたという計画になっていると思うんですけども、この基金をどのぐらい取り崩して住民負担を抑えようという、その試算はほかにはやってみたんでしょうか。過去の上げ幅に比べてあまりにも大きいので、どのぐらい取り崩した場合に、どのぐらいまで抑えられるかという試算を行っているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

まず、今回の400円という基準額の上がり幅、非常に今までと比べて大きいというお話でございました。こちらにつきましては、今回、令和7年、団塊の世代が全て75歳になりまして、今後、令和22年、団塊ジュニア世代がまた65歳以上になるという、まだこれから先、上里町の高齢化というのは上り坂、上り始めたところであろうかと考えております。

そういった意味で、これからはますますこの保険料に関しましても厳しい状況が続くのかなという中で、今回400円という設定させていただきましたけれども、全県、埼玉県の場合、まだほかの市町村も確定したわけではないので分からないんですけども、おおむね400円近い

増額になるのではないかなというところでお話伺っているところでございます。

過去見てみますと、一番大きい上がり幅、第2期から第3期に上がったときに、600円ですか、一番大きかったのかなと思うんですけども、すみません、年間で6,000円ですか、今回の400円というのも非常に、4,800円上がることになりますので、非常に過去の中でも高かったのかなと考えております。

それから、基金の取崩しの関係でございます。そのような、これから先、まだまだ厳しい状況が出ていく中で、基金をなるべく手をつけないでやっていかなくは今後立ち行かなくなってしまう事態が生じてくることは想定されます。

その中で、全額取り崩せば当然保険料もさらに抑えられることもあるわけなんですけれども、これからの先のことを考えていきますと、なるべく取崩し額も少なく抑えていきたいということで、ほかの金額も当然ながら算定はしたんですけども、20%相当が116円の抑えることができて、上昇幅を400円に抑えられるということで、今回適当ではないかというところで判断したところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 第8期の3年間で、基金はどのぐらい積み上がったんでしょうか、お聞きします。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

基金の状況でございますが、第8期につきましては、積むことはできずに取崩しとなってございます。この令和3年から令和5年の3年間で2,500万円ほど取り崩す形になります。その前の6期、7期ですね、そこでは積むことができておりまして、7期の最後では1億9,000万まで積むことができました。そこから2,500万円ほど取り崩しますので、今年度末で1億6,000万ぐらいの金額まで目減りしているような状況でございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議案第7号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の考えを持っていますので、反対の討論を行います。

ただいま質疑させていただいた中で、職員の方が本当に御苦労されていることがよく分かります。将来の上里町の高齢者の皆さんの介護を支えていくという観点から、基金も最低限頑張っ

って取り崩す計画にされたのかなというふうに思っています。

しかしながら、今回の保険料の値上げは、基準である第5段階で、月額4,950円、年額5万9,400円であったのが5,350円、6万4,200円に、月額400円、年4,800円もの増税になっています。9段階であった所得別介護保険料を新たに13段階とし、所得の高い方の負担を上げることで、第1、第2、第3段階の方の保険料の軽減が、下がることはよいことではないかなというふうに思うところでありますけれども、もともと基準である第5段階は、世帯に町民税を課税されている方がいるが、本人は非課税であり、所得金額が80万円以上であれば対象になってしまいます。物価上昇や年金が目減りしている中で、今回は今までにない大幅な引上げになりました。国の制度の問題が大きいと考えています。特に、人口や高齢化率、また、その地域の所得階層を調整する調整交付金、ここが大きく伸びない限り、職員の御苦労も住民の負担軽減も図れないということは重々分かっていますけれども、あまりにも町民の生活を省みない負担増の改正でありますので、反対としたいと思います。

○議長（黛 浩之君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第7号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 町長提出議案第8号 上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第14、町長提出議案第8号 上里町介護保険法に基づく指定居宅

介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第8号 上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する事業等の一部を改正する省令及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の公布に伴い、関係条例について所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、改正の概要について御説明申し上げます。

今回の改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の公布に伴い、町が指定権限を有する指定居宅介護支援等事業、指定地域密着型サービス、指定介護予防支援事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営の基準の改正を行うものであり、関係条例4本を一括で改正させていただきます。

主な改正点は、身体的拘束等の適正化に関する規定、介護支援専門員の取扱い件数に関する規定、モニタリング方法に関する規定、生産性向上のための委員会の設置に関する規定、協力医療機関との連携体制の構築に関する規定、介護予防支援事業者の人員配置等に関する規定、CD-ROM等の特定の記録媒体の使用を定める規定を改める規定の追加等になります。

それでは、改正条文の内容について順番に御説明申し上げます。

改正箇所が多くなっておりますので、関連する箇所はまとめて説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、第1条として、上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正します。

続きまして、本文についてですが、第4条は、従業員の員数について定めており、効率的なサービス提供を推進するため、介護支援専門員1人当たりの取扱い件数を改めるため、第2項を改正し、第3項を追加いたします。

第5条は、管理者について定めており、効率的なサービス提供体制の構築のため、管理者がほかの事業所の職務に従事する場合について改めるため、第3項第2号を改正します。

第6条は、内容及び手続の説明及び同意について定めており、説明義務を緩和し、居宅介護支援事業所の負担軽減を図るため、第2項を改正し、新たな第3項を追加します。

また、デジタル化推進のため、特定の記録媒体に限られた表現を改めるため、新たな第5項第2号を改正します。

第15条は、指定居宅介護支援の具体的取扱い方針について定めており、身体拘束の適正化推進のため、拘束を行った状況や理由、拘束時間を記録することを新たに規定するため、第1項第2号の2及び第2号の3を追加します。

また、居宅介護支援事業所の負担軽減、業務の効率化のため、オンラインモニタリングの利用について新たに規定するため、第1項第14号のアを改正し、第14号イを追加します。

第24条は、掲示について定めており、デジタル化推進のため、利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項について、事務所内の掲示のほか、ウェブサイトへの掲載を義務づけるため、第3項を追加します。

第31条は、記録の整備について定めており、身体的拘束等の内容について規定するため、第2項に新たな第3号を追加します。

第33条は、電磁的記録等について定めており、電磁的記録方法が規定されたことから改正します。

あわせて、文言の整理等といたしまして、第2条第4項、繰下げ後の第6条第5項及び第7項、第8項、第8項の1号、第15条第1項第28号、第24条第1項及び第2項、繰下げ後の第31条第2項第4号、第5号及び第6号を改正します。

続きまして、第2条として、上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正します。

本文についてですが、第6条は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の員数について定めております。職員をオペレーターとして充てることができる施設のうち、指定介護療養型医療施設が廃止になるため、第5項第11号を削除します。

また、効率的なサービス提供体制の構築のため、随時訪問サービスを行う訪問介護員等が同一敷地内の指定訪問介護事業所等の職務に従事できる場合について改めるため、第6項を改正します。

第7条は、管理者について定めており、効率的なサービス提供体制の構築のため、管理者がほかの事業所の職務に従事する場合について改正します。

第9条は、内容及び手続の説明について定めております。デジタル化推進のため、特定の記録媒体の使用を改めるために、第2項第2号を改正します。

第24条は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱い方針について定めており、

身体拘束の適正化推進のため、拘束を行った状況や理由、拘束時間を記録することを規定するため、新たな第1項第8号及び第9号を追加します。

第34条は、掲示について定めており、デジタル化推進のため、利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項について、事業所内の掲示のほか、ウェブサイトへの掲載を義務づけるため、第3項を追加します。

第42条は、記録の整備について定めており、身体的拘束等の内容について規定するため、新たな第2項第5号を追加します。

第47条は、訪問介護員等の員数について定めております。職員をオペレーターとして充てることができる施設のうち、指定介護療養型医療施設が廃止になるため、第4項第11号を削除します。

第48条は、管理者について定めており、効率的なサービス提供体制の構築のため、管理者がほかの事業所の職務に従事する場合について改正します。

第51条は、指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱い方針について定めており、身体拘束の適正化推進のため、拘束を行った状況や理由、拘束時間を記録することを新たに規定するため、新たな第1項第5号及び第6号を追加します。

第58条は、記録の整備について定めており、身体的拘束等の内容について規定するため、新たな第2項第3号を追加します。

第59条の4は、管理者について定めており、効率的なサービス提供体制の構築のため、管理者がほかの事業所の職務に従事する場合について改正します。

第59条の9は、指定地域密着型通所介護の具体的取扱い方針について定めており、身体拘束の適正化推進のため、拘束を行った状況や理由、拘束時間を記録することを新たに規定するため、新たな第1項第5号及び第6号を追加します。

第59条の19は、記録の整備について定めており、身体的拘束等の内容について規定するため、新たな第2項第3号を追加します。

第59条の24は、管理者について定めており、効率的なサービス提供体制の構築のため、管理者がほかの事業所の職務に従事する場合について第1項を改正します。

第59条の30は、指定療養通所介護の具体的取扱い方針について定めており、身体拘束の適正化推進のため、拘束を行った状況や理由、拘束時間を記録することを新たに規定するため、新たな第1項第3号及び第4号を追加します。

第59条の37は、記録の整備について定めており、身体的拘束等の内容について規定するため、新たな第2項第4号を追加します。

第62条は、管理者について定めており、効率的なサービス提供体制の構築のため、管理者が

ほかの事業所の職務に従事する場合について改正します。

第66条は、管理者について定めており、効率的なサービス提供体制の構築のため、管理者がほかの事業所の職務に従事する場合について第1項を改正します。

第70条は、指定認知症対応型通所介護の具体的取扱い方針について定めており、身体拘束の適正化推進のため、拘束を行った状況や理由、拘束時間を記録することを規定するため、新たな第1項第5号及び第6号を追加します。

第79条は、記録の整備について定めており、身体的拘束等の内容について規定するため、新たな第2項第3号を追加します。

第82条は、従業員の員数等について定めています。小規模多機能型居宅介護従事者が基準を満たした場合に、従事できる施設うち指定介護療養型医療施設が廃止されたため、第6項にある表より指定介護療養型医療施設を削除します。

第83条は、管理者について定めており、効率的なサービス提供体制の構築のため、管理者がほかの事業所の職務に従事する場合について第1項を改正します。

第92条は、指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱い方針について定めており、身体拘束の適正化推進のため、委員会の開催や結果の周知、指針の整備、職員への研修会の実施を規定するため、新たな第1項第7号アからウを追加します。

新たに第106条の2を追加し、業務の効率化や利用者の安全、サービスの質の確保に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催することを定めます。

第111条は、管理者について定めており、効率的なサービス提供体制の構築のため、管理者がほかの事業所の職務に従事する場合について改正します。

第121条は、管理者による管理について定めており、効率的なサービス提供体制の構築のため、管理者がほかの事業所の職務に従事する場合について改正します。

第125条は、協力医療機関等について定めています。施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合の地域の医療機関との協力体制を実効性のあるものとするため、新たな第2項から第6項を追加します。第2項では、利用者の病状が急変したときに、相談可能な医師または看護職員を常時確保することを規定します。第3項では、施設と医療機関の間で、1年に1回以上対応を確認すること等を規定します。第4項及び第5項では、新興感染症の発生時の対応について規定します。第6項では、施設入所者が医療機関から退院した際に再び入居できるよう努めることを規定します。

第130条は、従業員の員数等について定めています。第7項では、サテライト型特定施設において生活相談員等の配置を省略できる条件を規定していますが、本体施設が指定介護療養型医療施設の場合については、同施設が廃止されたため、第7項第2号を削除します。

また、ＩＣＴを活用することで、介護サービスの確保及び職員の負担軽減が行われることが確認できた際に、施設に配置する人員を緩和できることについて定めるため、第11項を追加します。

第131条は、管理者について定めており、効率的なサービス提供体制の構築のため、管理者がほかの事業所の職務に従事する場合について改正します。

第147条は、協力医療機関等について定めています。施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合の地域の医療機関との協力対応を実効性のあるものとするため、新たな第2項から第6項を追加します。第2項では、利用者の病状が急変したときに、相談可能な医師または看護職員を常時確保することを規定します。第3項では、施設と医療機関の間に1年に1回以上対応を確認すること等を規定します。第4項及び第5項では、新興感染症の発生時の対応について規定します。第6項では、施設入居者が医療機関から退院した際に再び入居できるよう努めることを規定します。

第151条は、従業員の員数等について定めています。第8項では、サテライト型特定施設において生活相談員等の配置を省略できる条件を規定しており、本体施設が指定介護療養型医療施設の場合については、同施設が廃止されたため、第8項第3号から文言を削除します。

第165条の2は、緊急時等の対応について定めています。第1項では、医師と緊急時の対応方法を定めることに加えて、医療機関とも対応方法を定めることを追加します。また、第2項を追加し、1年に1回以上対応方法の見直しを行うことを定めています。

第166条は、管理者について定めており、効率的なサービス提供体制の構築のため、管理者がほかの事業所の職務に従事する場合について改正しています。

第172条は、協力医療機関等について定めています。第1項では、協力医療機関を定めることに加え、新たに利用者の病状が急変したときに相談可能な医師または看護職員を常時確保すること、入院が必要となった利用者の受入体制を確保することを規定し、第1号から第3号を追加します。また、協力医療機関との連携について規定するため、新たな第2項から第5項を追加します。第2項では、施設と医療機関の間に1年1回以上対応を確認すること等を規定します。第3項及び第4項では、新興感染症の発生時の対応について規定します。第5項では、施設入居者が医療機関から退院した際に再び入居できるよう努めることを規定します。

第187条は、勤務体制の確保について定めています。サービスの質の確保のため、管理者が研修を受講するよう努めることを規定するため、新たな第5項を追加しています。

第191条は、従業員の員数等について定めております。第7項で規定されている看護小規模多機能型居宅介護従事者が兼務できる施設のうち、指定介護療養型医療施設が廃止になるため、第4号を削除します。

第192条は、管理者について定めており、効率的なサービス提供体制の構築のため、管理者がほかの事業所の職務に従事する場合について第1項を改正します。

第197条は、指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱い方針について定めており、サービスの内容を明確化するため、第1項第1号を改正します。

また、身体拘束の適正化推進のため、委員会の開催や結果の周知、指針の整備、職員への研修会の実施を新たに規定するため、新たな第7号を追加します。

あわせて、文言の整理等といたしまして、第34条第1項及び第2項、第42条第2項第2号及び繰下げ後の第6号から第8号、第47条第3項及び第5項、第6項、第58条第2項、第2号及び繰下げ後の第4号から第6号、第59条の19、第2項第2号及び繰下げ後の第4号から第6号、第59条の20の3、第65条第2項、第79条第2項第2号及び繰下げ後の第4号から第6号、第92条第1項第5号及び第6号、第107条第2項第3号から第7号、第117条第5項及び第6項、第127条第2項第2号から第6号、第128条、第138条第4項及び第5項、第148条第2項第2号から第7号、第149条、第152条第1項第6号、第157条第4項及び第5項、第167条第1項第5号から第7号、第176条第2項第2号から第6号、第177条、第182条第6項及び第7項、第189条、第201条第2項第3号及び第6号から第9号、第202条、第203条を改正します。

続きまして、第3条として、上里町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正します。

本文についてですが、第3条は、従業員の員数について定めています。指定居宅介護支援事業者を指定介護予防事業者に指定した際の介護支援専門員の配置について新たに規定した第2項を追加します。

第4条は、管理者について定めています。管理者は主任介護専門員である必要がありますが、一定の理由において、介護支援専門員を管理者とすることができるという規定を新たに定めた第3項を追加します。

また、効率的なサービス提供体制の構築のため、管理者がほかの事業所の職務に従事する場合について第4項を追加します。

第5条は、内容及び手続の説明及び同意について定めています。デジタル化推進のため、特定の記録媒体に限られた表現を改めるため、第4項第2号を改正します。

第11条は、利用料等の受領について定めています。指定介護予防支援事業者の指定を受けた指定居宅介護支援事業者が交通費の支払いを受けることについて規定した第2項及び第3項を追加します。

第22条は、掲示について定めており、デジタル化推進のため、利用者のサービス選択に資す

ると認められる重要事項について、事業所内の掲示のほかウェブサイトへの掲載を義務づけるため、第3項を追加します。

第29条は、記録の整備について定めており、身体的拘束を行った際の記録について定めるため、新たな第2項第3号を追加します。

第31条は、指定介護予防支援の具体的取扱い方針について定めており、身体拘束の適正化推進のため、拘束を行った状況や理由、拘束時間を記録することを規定するため、第1項第2号の2及び第2号の3を追加します。

また、事業所の負担軽減、業務の効率化のため、オンラインモニタリングの利用について規定するため、新たな第16号イ及びウを追加します。

さらに、指定介護予防支援事業者の指定を受けた指定居宅介護支援事業者が町長から情報提供を求められた際に対応することを定めた第29号を追加します。

あわせて、文言の整理等といたしまして、第3条第1項、第4条第1項及び第2項、第5条第2項及び第3項、第12条、第13条及び第13条第1項第4号、第22条第1項及び第22条第2項、第29条第2項第2号エ及び繰下げ後の第29条第2項第4号から第6号、繰下げ後の第31条第1項16号エ、第34条を改正します。

続きまして、第4条として、上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効率的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正します。

第6条は、管理者について定めており、効率的なサービス提供体制の構築のため、管理者がほかの事業所の職務に従事する場合について第1項を改正します。

第10条につきましても、管理者について定めており第6条と同様に第1項を改正します。

第11条は、内容及び手続の説明及び同意について定めています。デジタル化推進のため、特定の記録媒体に限られた表現を改めるため、第2項第2号を改正します。

第32条は、掲示について定めており、デジタル化推進のため、利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項について、事務所内の掲示のほかウェブサイトへの掲載を義務づけるため、第3項を追加します。

第40条は、記録の整備について定めており、身体的拘束を行った際の記録についてを新たに定めるため、新たな第2項第3号を追加します。

第42条は、指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱い方針について定めており、身体拘束の適正化推進のため、拘束を行った状況や理由、拘束時間を記録することを規定するため、新たな第1項第10号及び第11号を追加します。

第44条は、従業員の員数等について定めています。介護予防小規模多機能型居宅介護従業者

が基準を満たした場合に従事できる施設のうち指定介護療養型医療施設が廃止されたため、第6項にある表より同施設を削除します。

第45条は、管理者について定めており、効率的なサービス提供体制の構築のため、管理者がほかの事業所の職務に従事する場合について第1項を改正します。

第53条は、身体的拘束について定めており委員会の開催や結果の周知、指針の整備、職員への研修会の実施を規定するため、第3項第1号から第3号を追加します。

第63条の2を追加し、業務の効率化や利用者の安全、サービスの質の確保に資する施策を検討するための委員会を定期的を開催することを定めます。

第72条は、管理者について定めており、効率的なサービス提供体制の構築のため、管理者がほかの事業所の職務に従事する場合について第1項を改正します。

第79条は、管理者について定めており、効率的なサービス提供体制の構築のため、管理者がほかの事業所の職務に従事する場合について改正します。

第83条は、協力医療機関等について定めています。施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合の地域の医療機関との協力体制を実効性のあるものとするため、新たな第2項から第6項を追加します。第2項では、利用者の病状が急変したときに相談可能な医師または看護職員を常時確保することを規定します。第3項では、施設と医療機関の間で1年に1回以上対応を確認すること等規定します。第4項及び第5項では、新興感染症の発生時の対応について規定します。第6項では、施設入居者が医療機関から退院した際に再び入居できるよう努めることを規定します。

あわせて、文言の整理等といたしまして、第9条第2項、第32条第1項及び第2項、第40条第2項2号及び繰下げた後の第4号から第6号、繰下げた後の第42条第1項第16号、第53条の見出し、第53条第1項、第64条第2項第3号から第7号、第78条の見出し、第78条第1項及び第2項、第85条第2項第2号から第6号、第86条、第91条を改正します。

最後に、附則についてですが、第1条で、施行期日を定めており、令和6年4月1日から施行するものといたします。

第2条では、重要事項の提示に係る改正については、令和7年3月31日までの経過措置とします。

第3条では、身体的拘束等の適正化に係る経過措置を定めており、令和7年3月31日までは努力義務といたします。

第4条及び第5条では、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置、協力医療機関との連携に関する経過措置を定めており、令和9年3月31日までは努力義務といたします。

以上で、上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 何点か質問したいんですけども、まずは介護予防支援事業者の人員配置について伺いたいと思います。

この配置が数値的に示されているのはケアマネージャーの件なのかなというふうに思うところなんですけれども、ケアマネの1人当たりが担当する人数が35人から44人に増えるということで、1つ聞きたいのは、今現在、上里町がお願いしている事業所の中で、最高を担当しているケアマネの方はどのぐらいなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

介護支援専門員の取扱い件数ということでよろしいでしょうか。

今回の改正で、基準が35までとなっていたのが、44人までに拡大となります。しかし、現実には39人まで担当しているようであります。と申しますのが、この基準上は35人ということで、国とも一致しているんですけども、介護報酬のほうの考え方で、39人までは持てる、40人を超えると減算になりますよというところがございまして、その辺が介護報酬と、この基準で一致していなかった部分でございます。ということなので、基本39人目いっぱい持つ方は持たれているのかなというところでございます。

今回、この改正におきまして44人ということで、その介護報酬との基準とも一致させるということですので、これで45人になると減算ということで改められるということでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

それで、介護支援員の方が現状で35名でありますけれども、39人をということであります。いわゆる介護度1から5までの方は、1人が1カウントですけれども、要支援の1、2の方に

つきましては、2名で1人とカウントするということは、今度は3名で1人とカウントするというふうになるようであります。そういう中で、39名というのは要支援も含めて、2を1とカウントした場合の最高が39だったと思うんですね。

ですので、ケアマネの方、すごく件数を抱えているという話を聞きますので、現状とすれば、うまく組み合わせながら、最高どのぐらいの件数を担当されているのかなということをお聞きしたいです。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

議員おっしゃるように、今まで要支援者については2人で1人カウント、これからは3人で1人のカウントということで、持てる人数が増える形になります。

それで、今まで、その要支援者を2人で1人でカウントして、どのくらい割合的に持てるかというところはちょっとこちらで把握していないところではあるんですけども、最高、じゃ何人まで持てるかという話になりますが、全てを予防のほうで、要支援者ということで持った場合には、この3倍ということになりますから、44掛ける3で132人、要支援者だけを専門で持つという方がいらっしゃったら、そこまで可能ということでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） これと抱き合わせ的な形でモニタリングへのことが規定されていくのかなというふうに思います。今までであれば、介護者に関しては毎月面会していくという、対面しての聞き取りがあったと思うんですけども、それを様々な規定を設けて、主治医の同意だとか、あと本人の同意とか、そういうのをつけながらも、2か月で1回でいいですよ、そして要支援に関しては、やっぱりその場合で、3か月に1回は面接をしていったのを6か月でいいですよ。それはあくまでも利用者さん本人が安定、状況が安定していた場合で、急変した場合はそうではないんだとは思うんですけども、そういう、いわゆる直接面接する、モニタリングで面接するに関わらず、やっぱり1人の介護支援員の方が抱える利用者さんの人数が増加するということは、今現状のケアマネージャーさんのいわゆる、介護支援員さんの状況というんでしょうか、担当課としては各事業者の方々の御意見なども聞いていると思いますので、どのように把握されているんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

ケアマネの負担がだいぶ増えるんじゃないかという御心配いただきましてありがとうございます。

町でもケアマネ連絡会を開いたり、いろいろな場でケアマネさんと意見交換ができるような形は取っているわけですが、今回もそういった形で人数が増えたり、負担がだいぶ増えてくるところはあるんですが、議員がおっしゃられたように、テレビ電話を活用したモニタリングですとか、新たなケアマネのシステム、そういったものが導入されることによって、それぞれのケアマネの負担を減らしていける部分もあるかと思います。

そういったところをこれからも充実させていって介護の職場が疲弊しないような形でやっていかないといけないのかなというところで、国のほうもいろいろ試行錯誤しながら、今後の高齢化社会を乗り切っていく方策を考えているところかと存じ上げます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑ありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 管理者の部分でお聞きしたいんですけれども、4つの条例が一気に改正するので非常に読み取りにくかったんですけれども、いわゆる、今までは同一敷地内にあった場合というふうに限られていましたけれども、今度はそこが外されて他のというふうになりますので、場所がちょっと離れていても、同じ管理者が担当していくということが可能になるということなのかなというふうに思うんですけれども、これは国が変えてきたことなので、ちょっと私も分からないんですけど、上里町においては、そうした改正に伴って、その改正を機会に、そうした可能性があるのかどうか、ちょっと変な聞き方かもしれないんですけども、国は全体的なことを見てやっていることだと思いますので、上里町の実態とすれば、どのような感じがあるんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

管理者の業務範囲の明確化ということで、今まで同一敷地内でないと兼務とか認められていなかったわけですが、それが今回同一敷地内という枠が外されたと。実際、同一敷地内だったらすぐに物事が生じても対応できるという意味で、こういった形の規定になっていたのかなと思うんですけれども、これが同一、上里町内でも車とかですぐ駆けつけられる、あるいは近隣市町村ということであれば、その辺は支障がないという形で緩和されたのかと思ってお

ります。

実際、上里町の事業所でも同じ場所だけでなく複数あるところもあるんですけれども、そういった場合に、同一敷地内でなくても対応ができるということであれば、ここは兼務が可能となるのかなと考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 医療機関との連携というのが新たに加わって、一番の利用者サイドの悩みというのは、介護施設に入所したり利用していても、具合悪くなって入院すると、そこに戻れなかったり、新たに探さなければいけないということからすると、連携してもとの施設に、同じところに戻りやすいというメリットがあるかなと思う一方で、上里町、大きな医療機関がない自治体において、そしてまた、日頃Aの病院を主に、健康なときは使っていましたと、けれども、入所した施設においては、連携している病院がBの病院でしたといった場合に、入所者の希望、緊急の場合は、意識が分からない場合は確認できないこともありますけれども、そうしたもののというのは、入所時とか利用時に、私は主治医はここですとか、そういうことが聞き受けられるのか、施設が連携したところなんですよということになるのか、その辺について分かったらお願いします。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

これから介護施設では、地域の医療機関と実効性のある連携体制を整備するということで、協力医療機関を少なくとも1つは定めなくてはいけないという規定が今度設けられます。

ただ、これは本当に先ほど議員さんおっしゃられたように、緊急時の話でございます。今までそういった協力医療機関がない施設もあったかと思うんですけれども、そういったときには何でもすぐ救急車を呼んでしまうとか、医療の逼迫につながっているところもございます。そういったところで従前から、ふだんから緊急のときには自分の担当してくれる協力医療機関を決めておいて、そこに相談したり、後は入院とか、そういった相談もさせていただけるような体制をあらかじめつくっていくと、そういった形ですので、議員さんが御心配されている、その御本人がふだんからかかりつけのお医者さんとかがあるということは事前に施設のほうにも伝えておいて、緊急時でなければ、そういった希望があれば、そういったことをかなえられるのかなと考えております。緊急時は御本人の意識がなくて確認が取れなくなれば、それは当然のことながら、この緊急医療機関、対応していくのかなと考えております。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） この医療機関との連携は3年間の猶予があるように思うんですけども、とにかく大きな病院がない上里町において、この施設にお任せで、勝手に、ちゃんと連携取るんだよということになるのかどうか。町も少し支援をして、そういうことを3年間の中で進めていくということになるのかどうか。かなり厳しい状況なんじゃないのかなというふうに思うんですけども、その辺についてお聞きします。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

上里町、大きな医療機関がないところで、こういった施設が、それぞれこういった連携協力医療機関持たなければいけないというところで、なかなか難しいところも確かにあるのかなと考えております。

ただ、この24時間、医師または看護師が常時相談できるような体制というところで、場合によれば、入院はできないけれども、そういった対応ができる医療機関、そういったところと連携を進めていくということで、3年間の猶予期間という形で、難しいところもあるかなとは思いますが、これは進めていっていただきたいと考えております。

また、これに対する町の後押しというところですか、ここについては、直接的なものは今のところないわけなんですけれども、また、この3年間やっていく中で、この状況を見ながら国のほうも考えていくのかなと考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議案第8号 上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、非常に難しくて悩むところではありますけれども、やっぱり人員の部分のところで、これは問題が大きいというふうに思っていますので、反対の討論をさせていただきたいというふうに思います。

身体的拘束の適正化など、今までなかった部分の条例についても、きちっと明記をして、むやみにそういうことをしてはいけないと、命に関わらない限りは、そういうことはしてはいけないということで、利用者の尊厳が守られる方向、万が一そういうことがあっても、きちっと記録をするとか、そういうことが明記されたことはよいことなのかなと思う一方で、非常に介護の現場は苦勞の割に賃金は低いという厳しい労働条件の中にあるというふうに思っています。

そういう中で、今回一番私は、これは困るんじゃないかと思ったのが、介護支援員の人員の問題です。

先ほどの質疑の中でも明らかになりましたけれども、要支援だけを専門ということはありませんで、大体は組み合わせてプランをつくって経過措置を見てモニタリングをしたり、面接したりしながら事業者とつなげて、よりよい支援がされているかを図っていく仕事だと思いますけれども、1人当たりの人数、高齢化していくから利用が増えるからということは分かりますけれども、支援員の扱うケースが増えるということは、支援員の方の負担、大変なストレスになると思います。面談が回数減ったとしても、常にその方のケアの状況というのは把握しなければいけない、ケア人数が増えるということは、それだけの人のことを常に考えていかなければいけないということで大きな負担になると思います。利用者側としても、モニタリング等について、同意がなければ、ちゃんと毎月面会とか、要支援であれば3か月に1回ということが守られますけれども、優しい、大概、本当に頑張っている支援員の方が忙しい思いをしているら同意せざるを得ない、そういうことになりがちなんですよ。

ですので、利用者のよりよい状況を維持していくためにも、末永く支援員の皆さんが働き続けられる環境をつくる意味でも、これは大きな問題があるんじゃないかなということを思いますので、反対したいなというふうに思います。

○議長（黛 浩之君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第8号 上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は10時45分からとします。

午前10時31分休憩

午前 10 時 45 分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第15 町長提出議案第9号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第15、町長提出議案第9号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第9号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正により引用部分の整理を行うため、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法理の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律において、保護命令として、第10条第1項第1号に接近禁止命令が、同項第2号に退去命令が規定されておりましたが、接近禁止命令の要件等の改正により、改正後は第10条第1項で接近禁止命令を、第10条の2で退去命令を、と2つの条文に分けて規定されることとなりました。

これに伴い、保護命令に関して、第10条第1項を引用箇所の次に第10条の2を、第28条の2においての次に、これらの規定を加えるものでございます。

最後に、附則についてですが、施行期日を定めており、令和6年4月1日から施行すると規定いたします。

以上で、上里町営住宅条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第9号 上里町町営住宅条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第16 町長提出議案第10号 上里町公民館設置及び管理条例の一部を改正する等の
条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第16、町長提出議案第10号 上里町公民館設置及び管理条例の一部を改正する等の条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第10号 上里町公民館設置及び管理条例の一部を改正する等の条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

上里町公共施設再配置維持保全計画に基づき、上里町長幡公民館の所在地を上里町長幡児童館へ移動し、上里町就業改善センター及び上里町総合学習館を廃止したいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、改正内容について御説明申し上げます。

まず、第1条で長幡公民館の位置を改正いたします。

現在、長幡公民館は施設の老朽化が著しいため、長幡児童館の一部を借用し、事業を実施しております。上里町公共施設再配置維持保全計画に基づき、令和6年4月1日に長幡児童館へ全ての機能移転を行い、住所を変更するものでございます。

続きまして、第2条は、長幡公民館の機能の一部である上里町就業改善センターを廃止するものでございます。

上里町就業改善センターは、高度経済成長期における工業系就業者の増加を背景に、生涯学

習を通じた就業者間の交流等を目的として、昭和49年に設置されました。今回、本体である長幡公民館の移転に伴い廃止するものでございます。

続きまして、第3条は、長幡児童館の機能の一部である上里町総合学習館を廃止するものでございます。

上里町総合学習館は、未来を担う子どもたちが地域の人と触れ合い、交流を深め、地域の中で社会性の育成と文化教養の向上を図ることを目的に長幡児童館内に設置されました。

令和6年4月に児童館・公民館が複合化施設としてスタートすることにより、その目的は引き継がれ、総合学習館に期待されている機能が担えるため、廃止するものでございます。

最後に、附則につきましては、施行期日を定め、令和6年4月1日施行とさせていただくものでございます。

以上で、上里町公民館設置及び管理条例の一部を改正する等の条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第10号 上里町公民館設置及び管理条例の一部を改正する等の条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 町長提出議案第11号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第17、町長提出議案第11号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第11号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に伴い、水道整備・管理行政に関する権限の一部を厚生労働大臣から国土交通大臣へ移管することから、所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

次に、改正の概要を申し上げます。

水道事業に係る水道整備・管理行政の移管に伴い、厚生労働省令と規定されている本条例の引用箇所を移管先に合わせて改正するものでございます。

次に、改正の内容を申し上げます。

水道法第16条の2第3項を引用している第5条第1項、第35条第2項ただし書き及び第38条第1号中、厚生労働省令を国土交通省令に改めるものでございます。

附則につきましては、条例の施行期日を定めており、令和6年4月1日から施行といたします。

以上で、上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第11号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 町長提出議案第 12 号 上里町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第18、町長提出議案第12号 上里町下水道条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第12号 上里町下水道条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

令和6年度から流域下水道維持管理負担金単価が増額されるため、下水道使用料の算定方法について、浴場営業用の区分を廃止したく、本案を提出するものでございます。

次に、改正の概要を申し上げます。

下水道条例第21条に規定される表の区分は、一般用と浴場営業用があり、今回の改正は浴場営業用についてでございます。

浴場営業用の用途は、一般公衆浴場とその他公衆浴場がございます。一般公衆浴場は、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される銭湯などの施設で、物価統制令による入浴料金の統制があり、現在、上里町に該当する施設はございません。一方、その他公衆浴場は、主に保養・休養などを目的とした施設で、入浴料金に統制はなく自由に設定できるものでございます。

令和6年度から下水道処理費である流域下水道維持管理負担金の1立方メートル当たりの単価が83円から99円に増額となり、現行の浴場営業用の下水道使用料単価88円を上回ることとなります。

以上の理由から、下水道使用料について、公正な料金体系での事業運営のため、浴場営業用に関する区分を廃止する改正を行うものでございます。

次に、改正の内容を申し上げます。

第21条第1項表中から浴場営業用の項を削り、さらに備考の第2項浴場営業用に係る説明を削除するものでございます。

附則につきましては、第1項で条例の施行期日を定めており、令和6年4月1日から施行いたします。また、第2項は経過措置を定めており、施行日以降に徴収する料金から適用する

ものでございます。第3項は、施行日前から継続使用の場合は、施行日前の使用期間を含む使用料については、従前の料金算定とするものでございます。

以上、上里町下水道条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第12号 上里町下水道条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 町長提出議案第13号 上里町町道路線の認定について

○議長（黛 浩之君） 日程第19、町長提出議案第13号 上里町町道路線の認定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第13号 上里町町道路線の認定について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、国道17号本庄道路の整備及び道路用地の寄附採納により、町道路線の認定をいたしたく本案を提出するものであります。

具体的には、お手元の認定路線調書のとおり5路線でございます。

まず、町道1534号線につきましては、国道17号本庄道路の整備による町道の機能補償道路と

して、国から移管予定のため認定するものでございます。

次に、町道4243号線、町道5836線、町道5837号線及び町道7398号線につきましては、開発行為に伴う道路用地の寄附採納によるものでございます。

以上、上里町町道路線の認定についての提案説明といたします。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第13号 上里町町道路線の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 町長提出議案第14号 令和5年度上里町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第20、町長提出議案第14号 令和5年度上里町一般会計補正予算（第7号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申しあげました議案第14号 令和5年度上里町一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,415万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億7,460万1,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補

正」によると規定するものでございます。

第2条は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」によると規定するものでございます。

第3条は、地方債の変更及び廃止について、「第3表 地方債補正」によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが。款1町税は1億1,195万4,000円の増額補正となり、町民税、固定資産税、町たばこ税は増額、軽自動車税は減額となっております。

款11地方交付税は7,449万円の増額補正となり、交付額の確定に伴い増額するものでございます。

款13分担金及び負担金は203万3,000円の増額補正となり、保育所運営費管外受託分の増額となっております。

款15国庫支出金は8,777万7,000円の増額補正となり、主な内容は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、子どものための教育・保育給付交付金の増額などとなっております。

款16県支出金は161万6,000円の増額補正となり、主な内容は、子どものための教育・保育給付交付金などの増額や埼玉県議会議員一般選挙費委託金などの減額となっております。

款18寄附金は3,212万円の減額補正となり、一般寄附金の減額となっております。

款19繰入金は2億5,840万3,000円の減額補正となり、主な内容は、財政調整基金繰入金の減額などとなっております。

款20繰越金は2億7,283万5,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

款21諸収入は2,546万円の増額補正となり、主な内容は、後期高齢者医療給付に要する経費負担金清算金、全国町村会共済金等収入金（降ひょう被害分）の増額などとなっております。

款22町債は2億9,980万円の減額補正となり、主な内容は、小学校管理運営事業債、旧コミュニティセンター管理事業債などの減額となっております。

3ページを御覧ください。

歳入合計は、現計予算に対して1,415万8,000円を減額し、116億7,460万1,000円とするものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。歳出について御説明いたします。

款2総務費から款7土木費及び款9教育費の各項目の主な共通点といたしまして、決算見込みに伴う給与費の減額補正がございます。

初めに、款1議会費は30万円の増額補正となり、議員費用弁償の増額となっております。

款 2 総務費は 1 億 4,007 万円の増額補正となり、主な内容は、財政調整基金及び減債基金の積立金などの増額や、埼玉県議会議員一般選挙事業の各科目、庁舎管理事業及び交通安全対策事業に係る電気料などの減額となっております。

款 3 民生費は 1 億 2,475 万 5,000 円の増額補正となり、主な内容は、住民税非課税世帯等給付金、民間保育所等委託料、施設型給付事業負担金などの増額や、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、児童手当などの減額となっております。

款 4 衛生費は 1 億 6,202 万 6,000 円の減額補正となり、主な内容は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る各種委託料、保健センター等複合施設設計等業務委託料、産前・産後応援事業補助金の減額などとなっております。

款 5 農林水産業費は 184 万 3,000 円の増額補正となり、主な内容は、中核的担い手農家育成奨励金交付事業補助金、森林環境譲与税基金積立金の増額などとなっております。

款 6 商工費は 1,472 万 2,000 円の減額補正となり、主な内容は、商工業振興事業に係る消耗品費、町内消費活性化推進事業に係る消耗品費及び通信運搬費などの減額となっております。

款 7 土木費は 2,411 万 3,000 円の減額補正となり、主な内容は、神流リバーサイドロード築造工事費、駅前広場管理運営事業及び都市計画施設管理事業に係る電気料の減額となっております。

款 8 消防費は 78 万 7,000 円の減額補正となり、消防団員退職報償金の減額となっております。

款 9 教育費は 6,512 万 3,000 円の減額補正となり、主な内容は、小・中学校や体育施設の電気料及び工事請負費、子育てのための施設等利用給付事業負担金及び補助金の減額などとなっております。

5 ページを御覧ください。

款 10 公債費は 1,435 万 5,000 円の減額補正となり、長期債元金及び長期債利子の減額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対して 1,415 万 8,000 円を減額し、116 億 7,460 万 1,000 円とするものでございます。

次に、6 ページを御覧ください。

第 2 表 繰越明許費につきましては、総務費の旧コミュニティセンター管理事業 1,114 万 3,000 円、総合行政情報システム事業 453 万 5,000 円、戸籍住民基本台帳事業 422 万 4,000 円、民生費の住民税非課税世帯等給付事業（第 2 回）4,849 万 7,000 円、住民税非課税世帯等給付金事業（第 3 回）1 億 1,196 万 8,000 円、衛生費の予防対策事業 36 万 7,000 円、土木費の駅北まちづくり事業 2,707 万 1,000 円、住宅管理事業 9,996 万 8,000 円、教育費の小学校管理運営事業 4,833 万円を繰越明許費として翌年度に繰り越すものでございます。

次に、7 ページを御覧ください。

第3表 地方債補正につきましては、起債対象となる事業費の確定や見直しなどに伴いまして、保健センター等複合施設整備事業5,240万円を2,450万円に、神流リバーサイドロード事業4,860万円を3,720万円に、小学校管理運営事業2億5,760万円を4,050万円にそれぞれ起債限度額を変更し、旧コミュニティセンター管理事業4,340万円を廃止するものでございます。

以上、令和5年度上里町一般会計補正予算（第7号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で御説明申し上げます。

○議長（黛 浩之君） 次に、担当より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 坪本和馬君補足説明〕

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） まずは説明書の2ページの総合政策課のところでお聞きしたいと思います。

いわゆる基金の取崩しと積み増しの、その両方が書かれているわけなんですけれども、当初予算では、全体的には9億5,826万4,000円を取り崩すという予定でスタートしてきていて、この間、6月、12月と補正がかかって、そして、今3月なわけなんですけれども、財政調整基金だけを見ていきますと、当初4億7,409万3,000円を予定していたものを6月にはもう少し必要ですよということで、8,855万5,000円繰り出すことにしましたが、12月には地方交付税が入ったりとか様々な条件の下で5億ちょっとのお金が不用になった、減額となって、そして3月にはさらに、またここで提示されたように、5億4,282万3,000円が減額補正、さらには、その上で1億5,776万6,000円が積み足されるということでもありますので、見通しとしましては、財政調整基金というのは、前年度末よりも増額ということになると思うんですね。不用なものが必要以上に使う必要はないわけですから、事業の結果として、不用額が出たりして、こういうふうに調整されることだと思いますけれども、やはり、まだ仕事ができる状況にあるんじゃないかなというふうに思うわけなんです。標準の財政状況の20%を積むということで、大体12億を目的にして、この頃ちょっとそれも上になってきていますので、上がってきているとは思う

んですけども、それでもかなり多い見通しになるんじゃないかと思うんですけども、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 坪本和馬君発言〕

○総合政策課長（坪本和馬君） 沓澤議員の御質問について御説明をいたします。

財政調整基金残高の見通し等についてでございますが、令和4年度決算時における基金残高につきましては14億870万2,000円程度であったところが、今回3月補正予算の編成に当たりまして、歳入予算の上振れ等と歳出予算の下振れ等に伴って基金の復元等が可能となりましたので、財政調整基金残高につきましては16億1,378万円ということで、年度末時点においては増額がされている状況でございます。一方で、この基金、一旦は3月末で復元はされますけれども、すぐに当初予算の編成で取崩しが予定されております。

令和5年度当初予算の編成時における財政調整基金の取崩し額は4億7,000万円程度であったのに対し、令和6年度当初予算編成時には7億4,000万円程度の取崩しを予定しております。昨年度当初時点よりも多くの財政調整基金を取り崩している状況でございます。

したがって、基金残高、当初予算編成時点で比較しますと、令和5年度当初のときよりも1億円近く減少している状況でございますので、引き続き注視していく必要はあると考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 全体的に単純なことなんですけれども、光熱水費が多くのところでは減額されているんですけども、これの要因は、こういったことが要因とされているんですか。

○議長（黛 浩之君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 坪本和馬君発言〕

○総合政策課長（坪本和馬君） 齊藤議員の御質問について御説明をいたします。

光熱水費につきましては、昨年度下半期よりかなり物価の高騰等によりまして高騰が見込まれておりましたし、国の補助金が続くかどうかとか、そういった部分が、不透明な部分がありましたので、各事業担当課において見込みをある程度多めに、足りなくならないように積んでいたところでございますが、実際に予算執行していく中で、それほどの上振れ等が見込まれなかったため、町全体の予算として光熱水費の減額が多く計上されている状況でございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） あわせて、庁舎のほうでは大きな額が光熱水費で減額となっております。こちらは庁舎の電気料でございまして、こちら高圧の電気ということでございまして、令和4年10月のときに御説明したかと思いますが、そのタイミングで12月補正はいただいております。東京電力のパワーグリッド株式会社と電気最終保障供給約款というところで契約を結んでおりまして、この部分が上がっております。5年度当初、4年度の実績が見込めづらかったため、多めに予算のほうは要求してございます。その部分の減額ということも大きな要因となっております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） くらし安全……

○議長（黛 浩之君） ほかの方、誰か質問ありますか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先に失礼します。

3ページの障害者福祉事業のところで、負担金補助及び交付金の説明がちょっと私理解できなかったんですけども、利用者さんの負担ではないと思っていたところが、負担が必要となったという、この障害者相談支援事業も就労支援センター事業もずっと継続されているものなので、なぜそのようなことが起きてしまったのかなということと、利用料の負担がないと理解している利用されていた方に新たに負担が生じて請求するということになったわけだと思いますので、その対象の方は何名おられて、その説明を納得していただけたのかどうか、ちょっと気になりますので、お聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 及川慶一君発言〕

○町民福祉課長（及川慶一君） 沓澤幸子議員の御質問に御説明させていただきます。

障害者福祉事業の児玉郡市障害者相談支援事業負担金並びに児玉郡市障害者就労支援センター事業負担金についての御質問かと思えます。

こちらの内容につきましては、先ほど総合政策課長のほうからも御説明申し上げましたように、この事業そのものが福祉事業であるという認識で、1市3町でおったところでございます。

しかしながら、先般、令和5年10月に、国のほうから当該事業につきましては、いわゆる社

会福祉法第2条第2項及び第3項、こちらのほうの事業であれば非課税の事業だという位置づけは持てるようだったようなんですが、この事業には該当しないということで、事業者にもそもそも消費税を支払わなければいけないという旨の御連絡をいただいたところでございます。

1市3町におきまして、この通知を受けまして、本庄市を中心になって税務署さんとの協議ですとか、また、それぞれのサービスを提供している事業者さんとの調整を経まして、その消費税相当額並びに延滞税、無申告加算税の試算を行った結果として、その分を追加でこちらのほう、上里町として負担をさせていただくということでございます。

なお、利用者の方につきましては、負担を強いるというものではございませんので、その点は御承知いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 最後のページの繰越明許費の一番下の小学校管理運営事業のところで、先ほど総合政策課の課長のほうから説明があったのは、長幡小学校の屋外トイレのことで説明がありました。これが要するに建築確認等の遅れでこういう事態になったという説明で、それはそれでいいんですけれども、これは当初予算で、長幡小学校の屋外トイレ改修工事というのは、当初予算で355万2,000円だったと思うんですけれども、そうすると、この繰越額というのは4,883万とあるんですけれども、あとちょっと、あと何が含まれているのかちょっと分からないんですけれども、その辺について御説明していただけますか。

○議長（黛 浩之君） 教育総務課長。

〔教育総務課長 望月 誠君発言〕

○教育総務課長（望月 誠君） 齊藤議員の御質問に説明をさせていただきます。

当初予算の資料は手元にございませんで、後ほど御説明をさせていただきます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑等ありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 4ページなんですけれども、子どものための教育・保育給付事業のところの民間保育所等委託料がかなり増額しているわけなんですけれども、子どもたちの定数というんでしょうか、定員以上超えて受け入れているところはあるんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今現在、定員を超えて弾力化ということで受け入れている保育所は数か所ございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 定数の問題、弾力化というのがありますけれども、本来であれば、やっぱり定数の範囲でできることが一番望ましいと思っていますので、数か所あるというところの超えている部分の人数、全体でいいんですけれども、上里町の全体の定数に対して何名ぐらいオーバーになっているのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今、弾力化部分の定員を超えている部分については、人数については、今、手持ちに資料ございませんので、後ほど御報告させていただきます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 3ページのくらし安全課の交通安全対策事業のところの光熱水費というのがちょっと理解できないんです。どういうふうなのか、内容をちょっと説明していただけますか。

○議長（黛 浩之君） くらし安全課長。

〔くらし安全課長 間々田亮君発言〕

○くらし安全課長（間々田亮君） 齊藤議員の御質問に御説明いたします。

こちらは、町内各地にあります防犯灯の関係でございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑ありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 6ページですけれども、産前・産後応援事業補助金がかかなり大きな減額になっていると思うんですけれども、今年度対象者をどのぐらいに見込んでいて、どのぐらいの方が対象になったのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

まず、令和５年度の当初予算におきましては、妊娠と出産それぞれ200名ずつ、合計で400名を見込んでおりました。さらに、これに加えて令和４年度の遡及分も含まれているわけなんですけれども、まず、現年度、今年度分の今現在の産前・産後の実績なんですけれども、産前につきましては119名、産後につきましては95名ということで、214名が実績として上がっております。また、令和４年度の遡及分につきましては、現在で409名というところで実績ございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑ありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 7ページの会計課のところの埼玉県の入紙なんですけれども、これ中止というか、廃止になるわけ、もうなったわけなんですけれども、この残っていた証紙については、どういう、それがこの370万4,000円ということになるんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 会計課長。

〔会計課長 井出康之君発言〕

○会計課長（井出康之君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

実際、購入額は当初予算で金額は設定されているんですけれども、実際、県証紙が12月末現在で余った金額が290万ほどでしたので、当然単年度で全部精算してきているわけではないので、今までの積み上げの分と引き合わせると、当初予算からこれだけ減額になっているという感じになっています。よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 教育総務課長。

〔教育総務課長 望月 誠君発言〕

○教育総務課長（望月 誠君） 先ほどの齊藤議員の9ページの繰越明許費、小学校管理運営事業4,883万円の内訳という御質問に説明させていただきます。

工事請負費、長幡小学校の屋外トイレの工事請負費として4,155万8,000円と委託料、屋外トイレの改築工事管理業務委託費170万、それと屋外トイレの建築確認の完了検査の手数料などでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 沓澤幸子議員の先ほどの質問に御説明をさせていただきます。

3月現在、町内の保育所で保育部分を含めると、全てで13名ということで、全体としますと、利用定員の範囲内ではございますので、年齢別の人数ですと、今ちょっとこの場では出ないんですが、トータルで13名をオーバーしているというふうな結果となっています。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 先ほど教育総務課のほうから説明あったんですけども、私が理解しているのは、要するに、長幡小学校の屋外トイレ改修工事ということで、当初予算で355万2,000円という予算を取ったと思うんですね。それ違ったら申し訳ないんですけども、今の説明だと、全体で業務委託と合わせて4,883万という理解でいいんですか。この1件、要するに、長幡小学校の屋外トイレ改修工事に関する業務委託と設計と全てで4,883万、違ったらごめんなさい、だから、私が去年把握したときには、3月予算のときに確認というか認識したのは、さっき言ったように355万2,000円なんですよ。だから、随分じゃ、私のあれが、認識が違っているなら申し訳ないんですけども、当初予算はそうじゃなかったら幾ら計上したんですか。

○議長（黛 浩之君） 教育総務課長。

〔教育総務課長 望月 誠君発言〕

○教育総務課長（望月 誠君） すみません、今、少しお時間をいただければと思います。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑ありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先ほどの会計課長さんに、私の理解がちょっと追いつかないんですけども、過去の積み上げで差額が出ていますよということは分かったんですけども、いわゆる会計課がずっと調整しながら、繰り越したりしながら抱えていた証紙というものは、今は全て精算して、町が負担を負うというようなことは、抱えたものを、負担を負うということではなく精算が済んだということでもいいでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 会計課長。

〔会計課長 井出康之君発言〕

○会計課長（井出康之君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

既に年が明けまして、2月に県のほうに県証紙を持って行って精算をさせていただきますと、先ほど私290万と申し上げたんですけども、実際には手数料も含めまして240万円の戻りがあ

るということになります。これは既におととい県から入金されているような状況でございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 6ページの学校運営事業の部活動指導員の部分がかなり大きな減額になっていると思うんですけれども、この原因というんでしょうか、部活動、予定していたより回数が減ってしまったのか、いわゆる部活動の指導員の体制というんでしょうか、お願いできる人が来られない状況になってしまったのか、その辺について事情をお聞きしたいんですが。

○議長（黛 浩之君） 教育指導課長。

〔教育指導課長 櫻井達夫君発言〕

○教育指導課長（櫻井達夫君） 沓澤議員の御質問にお答え申し上げます。

こちら部活動指導員10人で県と調整をしているんですが、現場のほうに入れるのに面接等を行って慎重に入れております。こちらのほう10人に満たない形でやっていますので、今のところ10人に満たないという部分の人数の関係での減額となっております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） すみません、8ページの乾武マラソン大会なんですけれども、参加者がなかなか増えていないということで補助金が新たに200万ということなんですけれども、もともとの予算も加えると400万になるのかと思うんですけれども、参加者が今現在でどのぐらいなのか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（黛 浩之君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井憲寿君発言〕

○生涯学習課長（金井憲寿君） 沓澤議員の御質問の説明をさせていただきます。

今年度の参加者は738名でございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 教育総務課長。

〔教育総務課長 望月 誠君発言〕

○教育総務課長（望月 誠君） 齊藤議員の御質問に説明をさせていただきます。

長幡小学校の屋外トイレの御質問でございますけれども、当初予算の計上額ということでご

ざいますが、今年度の予算説明書の133ページになるんですけれども、133ページの下のほうです
ね、工事請負費 3 億2,103万2,000円の中に長幡小学校の屋外トイレの改築工事費約3,900万
円が含まれております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第14号 令和5年度上里町一般会計補正予算（第7号）についての件を起立
により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は13時30分からとします。

午後0時14分休憩

午後1時30分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第21 町長提出議案第15号 令和5年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第
3号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第21、町長提出議案第15号 令和5年度上里町国民健康保険特別
会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第15号 令和5年度上里町国民健康保険
特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ342万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7,372万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款1 国民健康保険税は558万6,000円の減額補正で、現状の決算見込額による減額となっております。

款3 国庫支出金は6万円の増額補正で、東日本大震災で被災された方に対する国民健康保険税の減免等の特例措置に対する補助金やマイナンバーカードの利用に関する周知広報に対する補助金の増額となっております。

款4 県支出金は1,242万8,000円の増額補正で、歳出の療養給付費等の増額による普通交付金の増額や特別交付金の確定による増額となっています。

款6 繰入金は4,259万4,000円の減額補正で、主な内容は、財政安定化支援事業繰入金の増額や保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、その他一般会計繰入金などの減額となっています。

款7 繰越金は3,911万5,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっています。

歳入合計は、現計予算に対して342万3,000円を追加し、33億7,372万6,000円とするものでございます。

次に、歳出ですが、款1 総務費は850万円の減額補正で、職員給与費の減額となっております。

款2 保険給付費は1,141万5,000円の増額補正で、医療費の増額見込みに伴う療養給付費の増額や出産育児一時金の減額となっています。

款3 国民健康保険事業費納付金については、予算額に移動はありませんが、歳入の特定財源等の補正に伴う財源更正となっております。

款7 諸支出金は50万8,000円の増額補正で、過年度の交付金等の精算による償還金の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対し342万3,000円を追加し、33億7,372万6,000円とするものでございます。

以上、令和5年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 国民健康保険税のところでお尋ねしたいんですけども、558万6,000円と、1年間やった額の見込みなんですよということは分かったんですけども、主な減額の要因、どこの見込みの部分がずれた結果なのか、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

要因といたしますと、被保険者数の減少と被保険者の所得階層が思いのほか伸びないということと、その中、軽減世帯の一定割合について変化がないということで、全体的な減少が進んでいるというふうに見ております。

被保険者数で考えますと、令和4年度の当初見込み数、前年度比のマイナス4%で6,553人と見込んだところでございますが、令和5年9月調定におきましては6,367人、令和4年度比マイナス9%ということで、その時点における人数としますと、約617人の大幅な差が生じているというところから全体的な減少が進んでしまっているというところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第15号 令和5年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 町長提出議案第16号 令和5年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第22、町長提出議案第16号 令和5年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第16号 令和5年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,667万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,342万5,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款2 国庫支出金は1,277万円の減額補正で、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金の減額などとなっております。

款3 支払基金交付金は2,199万3,000円の減額補正で、介護給付費交付金の減額となっております。

款4 県支出金は1,477万4,000円の減額補正で、介護給付費負担金、地域支援事業交付金の減額となっております。

款5 繰入金は6,404万4,000円の減額補正で、一般会計繰入金、基金繰入金の減額となっております。

款6 繰越金は2,690万7,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして8,667万4,000円を減額し、21億7,342万5,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款1 総務費は251万6,000円の減額補正で、内容は職員給与費、パンフレット印刷費の減額となっております。

款2 保険給付費は8,145万4,000円の減額補正で、内容は施設介護サービス給付費の減額となっております。

款 4 地域支援事業は270万4,000円の減額補正で、内容は職員給与費、会計年度任用職員報酬の減額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして8,667万4,000円を減額し、21億7,342万5,000円とするものでございます。

以上、令和5年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 支出の保険給付費が大きく減額しているために、歳入のほうは自動的に減額になっていくと思うんですけども、この8,145万4,000円ということで、施設のほうの入所者が減っているということかなというふうに思うんですけども、施設利用者、だから介護の施設利用者が減っているということかなと思いますけれども、主に、いわゆる認定者は増えて、全体的な介護利用の需要は高まっていると思うんですけども、減っている部分は具体的にはどういう状況なのかお願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

今回の8,000万の大きな減額となったのは、施設介護サービス給付費ということで、その中、特養がほぼそのうちの6割を占めている状況がございます。そこが大幅に減になっておりまして、件数はやっぱり令和3年度が2,555件あったものが、4年度で2,486件、令和5年度は途中でございますけれども、また数字が減る予定となっております。そのような、この理由が何なのかはしっかり聞いたわけでないんで分からないんですけども、思うところにコロナとかの影響があって、入所を新たにされる方が今までと比べれば減ってきているのかな、そこがどこへ行ったかという、居宅のほうのサービスを利用されているほうに移られているような状況が見られているところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 特養の利用が減っているということでもありますけれども、出発当初では待機待ちという状態があったと思うんですけれども、待機されている方のほうは緩和されていないのかどうか、待機待ちの人が入れば、そこは埋まっていくはずかなと思ったりするんですけれども、お願いします。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

待機のご状況でございますけれども、毎年年度当初にやっているもので、令和4年度が25人だったものが、令和5年度は18人になってございます。希望されて希望どおり入れる方もいれば、限定的な施設を希望されている場合とか、これから体調が悪くなったときに入りたいよということで、エントリーだけされている方もいるので、この辺の状況ははっきりと分からないんですけれども、そのような中で施設の利用が若干減ってきているような状況がございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第16号 令和5年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 町長提出議案第17号 令和5年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第23、町長提出議案第17号 令和5年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第17号 令和5年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ321万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,925万5,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款3繰入金は516万6,000円の増額補正で、事務費繰入金及び保険基盤安定負担金の確定による繰入金の減額となっています。

款4繰越金は195万3,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっています。

歳入合計は、現計予算に対して321万3,000円を減額し、3億8,925万5,000円とするものでございます。

次に、歳出となります。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は321万3,000円の減額補正となり、広域連合への負担金確定に伴う保険基盤安定負担金分、共通経費負担金分の減額によるものとなっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対し321万3,000円を減額し、3億8,925万5,000円とするものでございます。

以上、令和5年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第17号 令和5年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につ

いての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２４ 町長提出議案第１８号 令和５年度上里町水道事業会計補正予算（第２号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第24、町長提出議案第18号 令和５年度上里町水道事業会計補正予算（第２号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第18号 令和５年度上里町水道事業会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

上里町水道事業会計補正予算書の最初のページを御覧ください。

第１条、令和５年度上里町水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによるものです。

第２条、令和５年度上里町水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の収益的支出の補正につきましては、浄水場施設の電気料金が国による激変緩和措置等により予定額より大幅に下回ったことによるものや、令和７年度までの債務負担行為であります漏水調査業務委託料の令和５年度分の支払いが減額したことにより、減額補正するものでございます。

支出予算につきまして、第１款事業費を既決予定額に対しまして6,560万4,000円を減額し、5億555万4,000円とするもので、第１項営業費用を減額する補正でございます。

第３条、予算、第４条、本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,642万8,000円を4億743万5,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,333万9,000円を3,188万5,000円に、繰越利益剰余金処分額2,501万3,000円を4,747万4,000円に改め、減債積立金に億円を補填額に追加して、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

２ページをお願いいたします。

今回の資本的収入及び支出の補正につきましては、他事業の進捗による配水管工事関連の減や、令和7年度まで継続する浄水場更新工事関連の支払いが請負業者の希望により最終年度になったことから、企業債、委託料及び工事請負費の減額補正を行うものでございます。

まず、収入予算につきましては、第1款資本的収入を既決予定額に対しまして3億3,700万円減額し、2億6,355万9,000円とするもので、第1項企業債を減額する補正でございます。

続いて、支出予算につきましては、第1款資本的支出を既決予定額に対しまして1億2,599万3,000円減額し、6億7,099万4,000円とするもので、第1項建設改良費を減額する補正でございます。

第4条、予算、第6条に定めた債務負担行為を次のとおり補正し、期間及び限度額を次のように改めるものでございます。

事項の有収率向上対策漏水調査業務委託の限度額を補正後限度額7,158万8,000円に、上里町浄水場・第二浄水場（機械・電気）第2次更新工事施工監理業務委託の限度額を補正後限度額1,331万円に改めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

第5条、予算、第7条に定めた企業債を次のとおり補正し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改めるものでございます。

起債の目的の建設改良事業の限度額を補正後限度額1億4,110万円に改めるものでございます。

第6条、予算、第11条本文中、繰越利益剰余金の処分額を次のとおり補正するものでございます。

減債積立金を既決予定額に対しまして2,246万1,000円増額し、4,747万4,000円とするものでございます。

以上、令和5年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第18号 令和5年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 町長提出議案第19号 工事請負契約の変更について

○議長（黛 浩之君） 日程第25、町長提出議案第19号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第19号 工事請負契約の変更についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、神流リバーサイドロード築造工事の契約金額を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

神流リバーサイドロード築造工事につきましては、令和5年第4回臨時会において御議決いただき、木村工業株式会社と8,435万9,000円で工事請負契約を締結いたしました。

当初、築造工事の規模といたしまして、延長320メートル、幅員は9.5メートルとなっており、主な工事内容は、排水構造物工623メートル、舗装工2,453平方メートル、擁壁工108メートル、縁石工313メートル、その他、道路土工・道路附属施設工・構造物撤去工、のり面工一式となっておりました。

計画した工程に基づき築造工事を進めてまいりましたが、工事の内容を変更すべき事案が発生し、工事内容の変更に伴い、請負金額の変更が生じるため、本案を提案させていただくものでございます。

主な変更点でございますが、工事着手時における施工前の詳細路床調査を行ったところ、路床支持力が低い結果となりましたので、路床地盤改良を実施いたしました。

また、施工手順の見直しにより、排水構造物工、舗装工及び防護柵工を増工いたしました。その他、各項目につきまして、数量に若干の増減がございました。

以上、御説明申し上げました工事内容の変更に伴い、工事請負額につきまして、当初の8,435万9,000円に対し、1,223万900円を増額し、9,658万9,900円とするものでございます。

以上で、工事請負契約の変更についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

4 番 戸矢隆光議員。

〔4 番 戸矢隆光君発言〕

○4 番（戸矢隆光君） 昨日の全員協議会の課長の説明で、様々な現場でも対応していたんだなということは分かりました。しかし、8,000万に対して1,200万円の増ということで、変更契約ということでございますけれども、これは大変な大きな金額でございます。これ現場で様々な対応がなされてこのようになったというようなことを聞いておりますけれども、変更契約については、本当に慎重にやっていただかないと、本来であれば、この議会が通ってから変更契約するから工事をするというようなことになるかなと思うんですけれども、国の補助事業も使っていると思われますので、その点、今後の対応策がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 道路整備課長。

〔道路整備課長 宮下忠仁君発言〕

○道路整備課長（宮下忠仁君） 戸矢議員の御質問に御説明をさせていただきます。

土木契約工事におきましては、土質条件、周辺の環境条件などにより、最終的にはほぼ全ての工事で設計変更を行っているところでありますが、議会案件の契約変更のタイミングにつきましては、改めるところは改め、議会により分かりやすく報告を行ってまいります。

会計検査は、構造計算や使用材料などかメインとなりますので、今回は工期内で変更を実施しておりますので問題はないと理解しております。

さらに、町では現在設計変更に関する指針などはありませんが、他の自治体は設計変更ガイドライン、本庄市におきましては昨年度、設けている市町もありますので、先行事例を参酌し、よく整理いたしまして、ガイドラインの作成を速やかに検討してまいります。

また、全員協議会での議員の皆様の御指摘を踏まえまして、議会案件の新規変更事項に関しましては、議会に詳細な説明を行い、事前に了承をいただきながら今後は工事を進めてまいります。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回、小さな変更もあるわけなんですけれども、最初の見積りから大きくずれた工事延長のメートルですね、140.4メートル増えたこと、それと地盤改良、これは調査した結果のことなので、やっていただかなければ大変なことになるわけで、これも必要な工事というふうに私も思いますけれども、その地盤改良、そして防護柵、それぞれこの3つに1,223万900円が、どのぐらいの割合がそれぞれにかかっているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 道路整備課長。

〔道路整備課長 宮下忠仁君発言〕

○道路整備課長（宮下忠仁君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

まず、割合ですが、メインで地盤改良、そして延長の増工となっております。最後は、防護柵はそれほど金額的にはかかっておりません。延長を延ばしたことにしましては、国庫補助金をもらっておりまして、使い切らないと返還という流れになってしまいますので、無駄がないように延長を延ばした次第であります。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第19号 工事請負契約の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 町長提出議案第20号 工事請負契約の締結について

○議長（黛 浩之君） 日程第26、町長提出議案第20号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第20号 工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、町営四ツ谷団地改修工事に伴い工事請負契約を締結したので、本案を提出するものでございます。

次に、契約金額につきましては、消費税額を含め8,079万5,000円でございます。

契約の相手方につきましては、埼玉県本庄市小島6丁目11番67号、横尾建設株式会社、代表取締役、横尾巧でございます。

契約の方法につきましては、一般競争入札でございます。

続いて、入札・契約関係につきまして御説明申し上げます。

当入札に当たりましては、入札参加要件を付した事後審査型の一般競争入札を埼玉県電子入札システムにより実施いたしました。

主な入札参加要件といたしましては、上里町建設工事競争入札参加資格者名簿において、埼玉県内に本店または支店、営業所の登録があり、建築工事業A級に格付され、資格審査数値が1,000点以上のものといたしました。

その他、留意点等を加えまして、1月16日に公告を行い、2月15日に電子入札システムによる開札を実施いたしました。

開札の結果、5社が応札した中で、最低制限価格以上の価格で、かつ予定価格の制限の範囲内で最低の価格で応札した横尾建設株式会社が落札候補者となったものでございます。

2月20日に、同社の入札参加資格確認申請書等により、入札参加資格の事後審査を行い、資格審査会において落札者と確認されましたので、2月26日に同社と仮契約の締結を行ったものでございます。

なお、契約期間については、令和6年9月30日までとなっております。

次に、工事の概要につきまして御説明いたします。

本工事の対象は、四ツ谷団地のA・B・C・D棟でございます。

対象建物の規模といたしましては、鉄筋コンクリート造3階建てであり、主な工事内容として、A・B棟に関しましては、屋根防水の改修を行います。

C・D棟に関しましては、屋根防水、外壁改修、共用部照明器具のLED化等の電気設備及び排水管の更新等の機械設備改修を行います。

以上で、議案第20号 工事請負契約の締結についての提案及び内容説明とさせていただきます。

す。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

4 番戸矢隆光議員。

〔4 番 戸矢隆光君発言〕

○4 番（戸矢隆光君） この発注については、2 回が不調だったと、3 回目で入札になったというようなことをたしか伺ったような気がするんですけども、2 回不調だということは、仕様書も 2 回とも変えて、3 回目も変えて、それで入札ということになっていると思うんですけども、それでよろしいのでしょうか、そういう考えで。

○議長（黛 浩之君） まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 吉田広毅君発言〕

○まちづくり推進課長（吉田広毅君） 戸矢議員の御質問に対して御説明をさせていただきます。

先ほど戸矢議員のおっしゃっているとおり、2 回の入札に対して、2 回とも内容の変更はかけております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12 番沓澤幸子議員。

〔12 番 沓澤幸子君発言〕

○12 番（沓澤幸子君） 今回の改修内容の中で、屋根、屋上の防水、すみません、外壁の塗装とかが入っていますけれども、小学校の断熱化と同じような形で、そのときの答弁の中に、そういう塗装等の中に断熱効果のあるものが今あるというような答弁がありましたので、そのような形を考えているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 吉田広毅君発言〕

○まちづくり推進課長（吉田広毅君） 沓澤議員の御質問に対して御説明をさせていただきます。

今回の塗装に関しては、外壁にひび割れ等がございますので、そちらも修繕した上で、塗装をまず外側を塗ることによって、次のひび割れ等の破損にすぐつながらないような塗装になっておりますので、断熱材というよりは、次の破損につながらないような防止策みたいなもので

お考えいただければと思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 私も断熱化と、間に何かを入れるというイメージを持っていたんですけども、一般質問の答弁の中で、そういう方法でなくて、塗装で断熱効果があるものが今はあるというようなニュアンスの答弁をいただいたように感じましたので、そういうものがあるのであれば、塗装、もちろん課長のおっしゃったとおりの効果と併せて、その効果が含まれる塗料というんでしょうか、あるのであれば、より環境的にも配慮されたものになるんでないかなと思ってお尋ねしたんですけども、そうした考えは入っていないのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 吉田広毅君発言〕

○まちづくり推進課長（吉田広毅君） 沓澤議員の御質問に対して御説明をさせていただきます。

今回、町営住宅になりますので、そもそも内部に断熱するものが内蔵されているものではございますが、塗装の件に関しましては、今後請負業者とも話しながら、よりよい塗装の材料については、工事業者も協議しながら進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 工事内容が、改修内容というか、防水工事、A・B・C・D棟ということで聞いていますが、これは現在も、何というんですか、雨漏りが発生しているのか、それとも予防保全で工事するのか、その辺、そのことについて答弁をお願いします。

○議長（黛 浩之君） まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 吉田広毅君発言〕

○まちづくり推進課長（吉田広毅君） 齊藤議員の御質問に対して御説明をさせていただきます。

今回の屋根防水に関しましては、現状一部の区間において破損が確認をされておりますし、内部についても一部漏水の跡が確認されておりますので、その修繕も含めて今回更新を行うところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） それから、もう 1 点、昨日聞いたところの外壁についてちょっと聞きたいんですが、昨日のタブレットに出されていた図面というか、写真ですね、確認して、剥がれている、剥離状態というんですか、モルタルみたいなところ。これは基本的に一般的な考え方としては、そこの剥離がされたところというのは、全て同じ条件で老朽化していると思うんですよね。だから、その剥がれたところだけを補修して、またモルタルというか、ペンキ塗るというか、そういう単純な我々素人なんで分からないんですけども、そういうやり方なのか、それとも全体的に、例えば部分的に損傷を受けているところだけを改修するのか、その辺の改修内容について、ちょっと説明してください。

○議長（黛 浩之君） まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 吉田広毅君発言〕

○まちづくり推進課長（吉田広毅君） 齊藤議員の御質問に対して御説明をさせていただきます。

修繕の方法でございますが、破損した箇所につきましては、そのまま上からモルタル等で充填をするというよりは、一旦ちょっと削って、健全な部分まで出した上で、中を清掃の上、充填するといった形になっております。そのほかの箇所につきましては、工事中もちょっと点検をしながら作業してまいりますので、ほかに破損箇所が発見された場合は、今回の工事で一緒に対応していくものとなります。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） そこを私心配しているんですよね。だから、その工事、補修工事やっていて、さっき言ったように、建設したときは同じなんだから、ここだけ崩れていたよと、駄目になったよというか、全体的に老朽化しているわけだから、今補修しながらこうやっていて、次がまた、もっとやらなくては駄目だよという、もっと広範囲にやらなければ駄目だということになると、この八千何がしでは間に合わなくなってしまう可能性もわけじゃないですか、その辺は臨機応変に対応するということでもいいんですか。

○議長（黛 浩之君） まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 吉田広毅君発言〕

○まちづくり推進課長（吉田広毅君） 齊藤議員の御質問に対して説明をさせていただきます。

やはり工事の中で修繕をする過程で修繕が必要な箇所が発見された場合は、そのままにして

おくわけにはまいりまんので、先ほどもありましたけれども、今回、議会の案件でもございますので、事前に御説明をしっかりとさせていただいた上で進めていきたいと、補修のほうも追加していきたいと考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第20号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（黛 浩之君） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時15分散会